



## 木曽広域消防本部からお知らせ (令和7年12月)

### ◇ 令和8年1月1日から林野火災の予防のための注意報と警報が発令されます

岩手県大船渡市で発生した大規模な林野火災を受けて、令和8年1月1日から「林野火災注意報・警報」の運用が始まります。発令の期間は、1月から5月まで、対象区域は、木曽郡全域としています。

#### ○ 林野火災注意報

木曽広域連合長は、林野火災を予防する上で注意を要する気象状況となったとき、林野火災に関する注意報を発して、郡内にいる住民等にお知らせします。

- ① 防災行政無線と各家庭にある音声告知端末での放送
- ② 木曽防災・暮らしの掲示板による広報
- ③ 木曽広域連合ホームページや木曽ケーブルテレビなどへの掲載

注意報の発令後、解除されるまで郡内にいる人は、「火の使用の制限」に従うよう努めることが定められています。(努力義務)

#### 【火の使用の制限】

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと
- ② 煙火(花火)を消費しないこと
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと
- ④ 屋外において引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと
- ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて木曽広域連合長が指定した区域内において喫煙をしないこと
- ⑥ 残火(たばこの吸殻を含む)、取灰又は火粉を始末すること

※ 注意報が解除されたときもお知らせします。

※ 注意報の発令は、町村役場へ通報し、消防団員にはメール等でお知らせします。

#### ○ 林野火災警報

林野火災注意報発令中に、気象状況(強風)により火災発生が危険な状態となったとき、木曽広域連合長は、警報を発して地域にいる住民等にお知らせします。(方法は、注意報と同じ)

警報の発令後、解除されるまで郡内にいる人は、「火の使用制限」に従うことが定められています。(義務)

#### ○ 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為(たき火)

火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為として、たき火が含まれることを明記するとともに、当該行為をしようとする者の届出について、届出の対象となる期間及び区域を消防署長が指定することができます。

※ 木曽広域連合火災予防条例は、消防法に基づき、木曽郡内の火災予防で必要な事項を定めています。たき火と共に伴う届出については、裏面を御覧ください。

## ○ 「たき火」に該当すると考えられる行為（例示）

屋外においてのたき火として考えられる行為には、一般的に次のものがあげられます。

- ・ たきぎを利用したキャンプファイヤーや屋外での煮炊き（焼き芋を含む）
- ・ ドラム缶や専用器具などを使用したかがり火やたいまつ
- ・ 土手やあぜなどの枯れ草を燃やす病害虫駆除
- ・ 農業、林業などで発生した不要物（残さ）の焼却
- ・ どんど焼きなど地域風俗、風習行事

## ○ 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為 届出書

通称「たき火届け」と言われるこの届出は、これらの行為を事前に届け出てもらうことで、付近の人からの119番通報を受けた消防本部が火災と間違うことを防ぐものです。

たき火を行う前に、お近くの消防署又は市町村役場へ届出をしてください。（電話受付可能）

この届出を受付した際、火災となる危険が大きいと判断をした場合は、中止又は、延期をお願いすることがあります。また、通報があった場合、火災の警戒のため消防車が出動することがあります。

※注意 「この届出をすることにより、「たき火」の行為を許可するものではありません」

### ●参考 「たき火」をするときに守ること

- ・ 空気が乾燥しているときや風が強いときには、たき火を控える。（注意報・警報）
- ・ たき火をする前にまわりを見て、燃え移るものや危険がないか確認する。
- ・ たき火をする前に消火のための準備をする。（水バケツ、消火器など）
- ・ たき火は日中の明るい時間帯におこない、その場を離れず火の状況を見る。

家庭や事業所において発生した「ゴミ」を屋外で焼却する行為は、ほかの法律により原則禁止されています。

一部の例外として認められた「たき火」の行為でも、近隣へ迷惑をかけない配慮が必要となります。



### 「たき火」に関する問い合わせ先

- ・木曽消防署 0264-22-0119
- ・木曽消防署北分署 0264-36-3119
- ・木曽消防署南分署 0264-57-3119